

(地Ⅲ90F)
平成27年8月7日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

国立感染症研究所村山庁舎内施設の感染症法に基づく大臣指定について

去る8月3日に、厚生労働大臣と武蔵村山市長との会談において、国立感染症研究所村山庁舎をBSL-4として稼働させることが合意されたことを受け、平成27年8月7日付けで国立感染症研究所が特定一種病原体等所持者として、また、国立感染症研究所村山庁舎内の高度安全試験検査施設（BSL-4施設）が特定一種病原体等所持施設として指定され、添付のとおり厚生労働省よりプレスリリースがなされました。

なお、本会としては、3日の会談における合意を受け、5日の定例記者会見において、別添のBSL4施設の稼働に関する見解を公表しましたので併せて情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する情報提供につきましてもご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 8 月 7 日

【照会先】

健康局結核感染症課

感染症情報管理室長

宮川 昭二(内 2389)

(代表番号) 03(5253)1111

報道関係者 各位

国立感染症研究所村山庁舎内施設の 感染症法に基づく大臣指定について

本日付けで、国立感染症研究所を特定一種病原体等※所持者として、また、国立感染症研究所村山庁舎内の高度安全試験検査施設（BSL-4 施設）を特定一種病原体等所持施設として指定しました。

※ 大臣指定した特定一種病原体等は、南米出血熱ウイルス、ラッサウイルス、エボラ出血熱ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、マールブルグウイルス

平成 27 年 8 月 5 日

公益社団法人 日本医師会

B S L 4 の稼働に対する日本医師会の見解

去る 8 月 3 日に、塩崎恭久厚生労働大臣と武蔵村山市の藤野勝市長との会談において、国立感染症研究所村山庁舎を B S L 4 として稼働させることで合意したことについて、日本医師会としての見解を以下に述べる。

国立感染症研究所村山庁舎においては、1981年に一種病原体を取り扱うことのできる B S L 4 施設を整備していたが、地域住民の理解を十分に得られていないことから、実際には B S L 4 としては運用できない状況であった。

海外では、B S L 4 施設の整備が進められ、全世界で約 40 か所程度稼働しているが、主要先進 8 カ国（G8）の中では、わが国のみが施設を利用できない状況であり、わが国の感染症対策の推進や感染症研究の障害にもなっていた。

このようなことから、わが国においても、常に新興・再興感染症の発生、流行に備えた危機管理体制確立の必要性について、日本医師会としても、本年 3 月 11 日に「B S L 4 施設の早期稼働を求める声明」を公表するとともに、5 月 29 日の自由民主党国際保健医療戦略特命委員会においても、「B S L 4 施設に関する日本医師会の見解」を述べたところである。

今回、国と地域の間で、国立感染症研究所村山庁舎を B S L 4 として稼働させることの合意に至ったことについては、わが国の感染症対策の推進に資するものとして評価するとともに、藤野市長はじめ武蔵村山市民の方々に敬意を表する。

これまでも、国においては、村山庁舎施設運営委員会の設置や施設見学会を行うなど、稼働について市民の理解を求めてきたところではあるが、稼働後においても、施設運営は、住民の安全・安心の確保を最優先に対応するとともに、地域住民の懸念を払拭するよう、情報公開やコミュニケーションを積極的に行っていくことを本会としても引き続き、国に対して求めていく所存である。